

令和2年第2回羅臼町議会定例会（第2号）

令和2年6月24日（水曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 議案第31号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第32号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第 3 議案第33号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第 4 議案第34号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第35号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第36号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第37号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 発議第 3号 羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 発議第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第12 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高島 譲二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	和田 宏一 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君

企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	本見泰敬君
税務財政課長	対馬憲仁君	税務財政課長補佐	飯島東君
環境生活課長	松崎博幸君	保健福祉課長	太田洋二君
福祉・介護担当課長	福田一輝君	保健・国保担当課長	洲崎久代君
産業創生課長	大沼良司君	まちづくり担当課長	石崎佳典君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	平田充君
社会教育課長	野田泰寿君	社会教育課長補佐	湊慶介君
図書館長	菊地理恵子君	会計管理者	仙福聖一君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	鹿又明仁君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第31号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第31号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立多数です。

もう一度お願いいたします。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第31号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第32号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第32号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第32号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第33号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 議案第33号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第33号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第34号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第4 議案第34号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第34号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第36号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第36号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第37号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第37号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第37号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
ついて

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

変更について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第39号工事請負契約の締結について審議いたします。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

(小野議員 離席退場)

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

村山議員。

○7番(村山修一君) 本件につきまして質問させていただきます。

昨日の委員会で、指名競争入札から随意契約に変更した手順、いきさつについて説明を受けましたが、結果としまして入札が不調に終わったということで、町側の見積りと業者の見積りに大きな差異があったのではないかと思うのですが、その大きな要因はどのようなものだったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長(佐藤 晶君) 建設水道課長。

○建設水道課長(佐野健二君) 町の見積りと業者の見積りの中では、議員おっしゃるとおり差異はありました。基本的に、町積算の方法というのが、町独自で単価というものを、歩掛かりというものを持っておりませんので、基本的に北海道の基準を準用させていただいてます。ということは、単価につきましても、施工に係る単価につきましても、北海道の単価を使っておりまして、それに設定されていないものに関しましては、3者以上の見積りを取った中で、その単価を決定するその道の基準もありますので、それによって設

定をさせていただいているところなのですが、今回入札に当たって、内訳書のほうも提出していただいております、それぞれの企業さんのほうから。それを見ると、やはり全般的に単価が高いということは、道で設定している単価と、今回、一般競争入札で条件、釧路・根室管内の企業ということで条件をつけておりますので、その地区、地域ではちょっと差異があったのかなというところは感じております。

○議長（佐藤 晶君） 村山議員。

○7番（村山修一君） 結果的に随契ということで、当初、当町の計画を大きく下回った形で受けていただいておりますので、それ自体はよかったかなと思うのですが、逆に余り差異があつて、果たして受けていただいたわ、この後計画どおりの建設、改築であったり、それから期限だとか、そういうものがこの後どう変わるかちょっと心配だという、逆にです、逆に心配だということがあるものですから、随契ということでその辺の確認だけでもう1回したいということで今質問させていただいてますけれども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 随意契約に当たっては、事前に協議、その2回目の入札の最低価格の企業さん、今回随契になった相手方なのですが、と協議をさせていただいた中では、今回のこの入札の段階では、うちの内容は当然変えることはできませんし、単価も道の単価を使ってますし、期間もこういう期間ですということでお話をさせていただいてまして、その中で、協議の中で、当然ながら中身を変えるだとか、できないだとかという話にはならないので、それでできないということであれば、それはその時点で不調という形で終わって、次の段階、また再度入札をかけるかという形にはなるのですが、そこで町側の積算も含めて、計画も含めて、その業者さんを理解していただいたというふうな形で考えております。

○議長（佐藤 晶君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第39号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

小野哲也君、入場着席願います。

（小野議員 入場着席）

◎日程第10 発議第3号 羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 発議第3号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 発議第3号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年6月24日提出。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、村山修一、同じく高島譲二であります。

次のページを御覧ください。

羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会基本条例の一部を次のように改正する。

改正理由であります。羅臼町議会基本条例は、平成31年3月11日、条例第3号として議会活動の活性化を目指し、制定されたところであります。この条例の趣旨をさらに推進させるため、令和元年6月定例会におきまして、議会改革特別委員会が設置され、プロジェクト会議10回、特別委員会4回の開催を経て、町民に開かれ、多様に交流し、町民参加を深めるための条例の一部の改正を行うものであります。

目次第5章会議の運営項目に、次に1条を追加するものでございます。

第17条議会改革サポート会議の設置。議会は、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会活性化に向けた議会改革サポート会議を設置をする。

第2項前項の議会改革サポート会議に関して必要な事項は、議長が別に定めるもので、附則として、この条例は、令和2年7月1日から施行するものでございます。

また、条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

なお、この条例の一部改正に伴うサポート会議設置要綱につきましては、既に議会改革特別委員会にて御審議をいただいておりますことを御報告申し上げ、議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

井上議員。

○4番（井上章二君） 議会改革サポート会議の設置についてでございますけれども、これはいいのですけれども、その内容は私は説明を受けておりません。内容をはっきり説明していただきたい。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 内容でございますけれども、既に要綱等について、特別委員会の中で設置要綱については皆さんに審議をしていただいたというふうに理解してございます。内容としましては、議会改革のサポートでございますので、4項目にわたって会議してもらおうという形になっております。まず1点目が議会改革についての項目であります。2点目が、これ今後訪れます議会の議員報酬、それともう一つは議会の定数の問題、その他議長がこの議会改革に向けて取り進んでいく審議について、審議をしていただくという機関でありまして、定数につきましては、委員さん10名を見ております。この10名によりまして、議会改革ということで、いろいろな各層から意見を求めながら、これらの問題を推進をしていくという機関としてこの条例の中に設置をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

この件について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 発議第3号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年6月24日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同じく村山修一、同じく松原臣、同じく井上章二、同じく高島讓二、同じく田中良、同じく加藤勉。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月24日。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

意見書は、本委員会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第12 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの提出された閉会中の所管事務調査の件は承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時27分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員